

ケニア：法務 Q&A

Question:

現地法人を設立するにあたり、注意すべき点がありますか。

Answer:

設立登記申請の際に提出する添付文書の一部については、日本の公証役場での認証、外務省での公印確認及び駐日ケニア共和国大使館での認証等が必要になります。また、現地法人が事業を開始するには法人の納税者番号（PIN）が必要になりますが、現地法人の取締役の中に PIN を持つ方がいない場合、ケニア投資庁への投資申請を経た上でなければ PIN が取得できないことに注意が必要です（10 万米ドル相当以上の投資が要件になります）。

Question:

現地法人について最低資本金の定めがありますか。

Answer:

ケニアでは、公開会社および特定分野の会社を除き、最低資本金要件はありません。

Question:

現地の事業を清算・撤退する場合に気を付ける点がありますか。

Answer:

現地法人の株式を売却して撤退する場合、キャピタルゲイン税等の納付に加え、事業分野・出資比率によっては規制当局からの承認等が必要になることがあります。現地法人を清算する場合は、会社登記局への申請、官報等での公告、租税コミッショナーへの届出等の所定の手続が必要になります。

Question:

日本の親会社から現地法人に出向する場合には、どのような手続きが必要でしょうか。

Answer:

現地法人に出向するためには、現地法人が出向者の雇用主として就労許可を申請・取得する必要があります。また、源泉徴収制度により、現地法人が出向者の個人所得税を納める必要があります。

Question:

就労許可の取得前に現地法人への出向を開始する方法はありますか。

Answer:

特別許可 (Special Pass) を取得すれば、就労許可の取得前でも現地法人への出向を開始することが可能です。特別許可の有効期間は3ヶ月間で、1回の更新が可能です。

Question:

現地での従業員の雇用・解雇にあたって気を付ける点はありますか。

Answer:

ケニアにおける従業員の解雇は容易ではなく、解雇した従業員から提訴される事例も少なくありません。雇用にあたっては、解雇事由・手続を詳細に定めた雇用契約書を作成することや、試用期間を利用することなどが重要です。

Question:

契約の準拠法を選択できますか。また、契約書の言語について規制がありますか。

Answer:

契約当事者の合意により契約の準拠法を選択することができます。裁判所は、不法な目的や詐欺・脅迫により準拠法の選択がなされた等の例外的な場合を除き、契約当事者の合意を尊重します。契約書の言語について規制はありませんが、英語を用いるのが一般的です。

Question:

契約書に仲裁条項を入れたり、国際裁判管轄を定めたりすることはできますか。またその際の注意点はありますか。

Answer:

契約書に仲裁条項を入れたり、国際裁判管轄を定めることは可能です。ケニアにも国際仲裁センター (Nairobi Centre for International Arbitration) がありますが、日本企業を含め外国企業による利用は進んでいません。

Question:

現地法人から日本の本社へ配当などを送金することについて、規制がありますか。

Answer:

外国送金は、ケニアで認可を受けた銀行を通じて行う必要があり、1 万米ドル相当額以上の外貨を国外に送金する場合は、取引を証する文書を銀行に提出する必要があります。

Question:

現地法人を運営するにあたって、コンプライアンス上気を付ける点はありますか。

Answer:

ケニアでは汚職が深刻な問題となっており、公務員による賄賂要求の事案が後を絶たないため、汚職防止対策を講じる必要があります。また、多くの規制分野において、法律があっても施行規則等が未整備で規制内容が明らかでない場合があることや、形骸化し遵守されていない規制について当局が突然取り締まりを行う場合があることなどに注意が必要です。

Question:

現地法人の取締役について、国籍・居住地・人数等の要件は定められていますか。

Answer:

現地法人の取締役は、1 名以上選任すればよく、国籍・居住地の要件はありません。但し、取締役の中にケニアの納税者番号（PIN）を有する者がいない場合は、ケニア投資庁への投資申請を経た上でなければ現地法人の PIN を取得できません（10 万米ドル相当以上の投資が要件になります）。

Question:

会社秘書役（Company Secretary）とは何ですか。選任する必要がありますか。

Answer:

会社秘書役は、取締役会の招集通知の発送、議事録作成等の会社の管理業務を行います。払込株式資本が 500 万シリング未満の私会社（Private Company）を除き、会社秘書役の選任が必要です。
